

農業だより

農地パトロールの実施について

新庄市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年7～8月に『農地パトロール』を実施し、遊休農地の所有者の方に、営農再開や草刈り等の管理をしていただくよう指導を行っています。調査員が伺った際は、ご協力をお願いします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に『遊休農地に係る利用意向調査』が送付される場合があります。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

いったん遊休農地になり、荒廃が進んでしまうと、農地に戻すことがますます難しくなります。遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄を招くおそれもあります。農地をお持ちの方は、日頃から適切な維持管理をお願いします。

管理が難しい方は、農地中間管理機構への貸し付けもご検討ください。

遊休農地に対する固定資産税の課税強化について

課税強化の対象となるのは、次の条件に該当し、農業委員会から「農地中間管理機構との協議の勧告」を受けた遊休農地です。

- ① 有効利用できるにも関わらず、自ら耕作もしないで遊休農地のまま放置しているもの。
- ② 所有者が、農業委員会から送付された「遊休農地に係る利用意向調査」で農地中間管理機構等へ貸付意向を示さないもの。

これらに該当する遊休農地は、農地の固定資産税を算定する際に適用される軽減割合が適用されず固定資産税が増額されることとなります。

【担当】新庄市農業委員会事務局 電話：0233-29-5839

LINE 公式アカウント「最上ベスト稲作」 登録者募集中です！

最上総合支庁農業技術普及課にて、LINE 公式アカウント「最上ベスト稲作」の登録者を募集しています。

最上地域の水稲に関する技術情報（稲作だより等）や、研修会の案内がスマホで受け取れます。

登録の際は、右記のQRコードからお願いします。



農作業中の熱中症対策に注意しましょう！ ～熱中症は適切な予防をすれば防ぐことができます～

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

○熱中症の予防方法

【暑さをしのぐ服装】

- ・帽子の着用
- ・通気性の良い衣類の着用

【水分補給】

- ・こまめな水分補給
- ・気温の高い時間は作業をしない
- ・こまめな休憩

【熱中症になりにくい室内環境】

- ・ハウスや畜舎等の換気
- ・遮光や断熱材の施行等による温度上昇の防止



○熱中症になった時の処置は

1. 涼しい場所に避難させる。
2. 衣服を脱がせ、身体を冷やす。
3. 水分を補給する。
4. 自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう。



○注意事項

①暑さの感じ方は人によって異なります！高齢の方は特に注意が必要です！

- ・熱中症患者の約半数は65歳以上の方です。年齢を重ねると暑さや水分不足に対する感覚機能が低下し、暑さに対する身体の調整機能も低下しています。
- ・自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心懸けましょう。
- ・のどの渇きを感じていなくてもこまめな水分補給をしたり、暑さを感じなくても、日陰等を利用し、こまめな休憩をとるよう心懸けましょう。

②まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です。

- ・一人作業を極力避け、二人以上の作業を心懸けましょう。熱中症の予防を呼びかけ合うことで、熱中症の発生を防ぐことができます。

③節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください！

- ・節電を意識しすぎるあまり、健康を害することのないようご注意ください。
- ・気温が高い日や湿度の高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。